

## 令和5年度 消費生活相談受付状況

### 契約当事者情報

契約者当事者情報		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
男性	20歳未満	0	1	0	0	2	0							3
	20歳代	0	0	1	0	0	0							1
	30歳代	1	0	1	2	1	0							5
	40歳代	1	1	1	1	2	0							6
	50歳代	0	0	0	0	0	0							0
	60歳代	0	0	1	3	0	1							5
	70歳以上	3	0	1	2	0	1							7
	不明	0	0	1	0	0	0							1
	合計	5	2	6	8	5	2							28
女性	20歳未満	0	2	0	0	0	0							2
	20歳代	0	0	0	0	0	1							1
	30歳代	0	1	0	3	0	0							4
	40歳代	2	1	0	0	0	0							3
	50歳代	2	1	0	0	0	0							3
	60歳代	1	1	0	1	0	1							4
	70歳以上	1	1	4	1	1	2							10
	不明	0	0	1	0	0	0							1
	合計	6	7	5	5	1	4							28
その他（団体等）		0	0	0	0	0	0							0

## 令和5年度 消費生活相談受付状況

### 販売購入形態別相談状況

相談内容		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
店舗購入		3	0	1	3	1	2							10
特殊販売	訪問販売	1	1	1	2	0	0							5
	通信販売	3	3	2	5	3	1							17
	マルチ	0	0	0	0	0	0							0
	電話勧誘販売	0	1	1	1	0	0							3
	ネガティブオプション	0	3	2	0	0	0							5
	訪問購入	0	0	2	0	0	0							2
	その他	4	0	0	1	0	1							6
不明・無関係	特殊詐欺	0	1	1	1	2	1							6
	その他	1	0	1	0	0	1							3
合計		12	9	11	13	6	6							57

### 相談方法

相談方法	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
来訪	4	4	5	5	1	1							20
電話	8	5	6	8	5	5							37
文書 (FAX、メール等)	0	0	0	0	0	0							0
合計	12	9	11	13	6	6							57

## 令和5年度 消費生活相談受付状況

R5.2より

注)

- ・特殊詐欺は警察の定義(10類型)に従う  
フィッシング詐欺、カードの不正利用、懸賞が当たった、お金をあげるなどは、その他の特殊詐欺とする
- ・商品が届かないなど詐欺とわかったものでも、特殊詐欺以外は販売形態で分類
- ・販売に関係ないものは不明・無関係